

【 投薬 】

432 アスピリン（虚血性心疾患等）の算定について

《令和7年1月31日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するアスピリン（バイアスピリン錠等）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 虚血性心疾患
 - (2) 内頸動脈狭窄症、脳動脈狭窄症
 - (3) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
- ② 次の傷病名に対するアスピリン（バイアスピリン錠等）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 心房細動
 - (2) 不整脈
 - (3) 心筋症、心不全
 - (4) 心臓弁膜症（僧帽弁膜症）
 - (5) 心肥大
 - (6) 血栓性静脈炎
 - (7) ペースメーカー装着患者
 - (8) ネフローゼ症候群
 - (9) 肺血栓塞栓症

○ 取扱いを作成した根拠等

アスピリン（バイアスピリン錠等）は、シクロオキシゲナーゼ1（COX-1）を阻害することでトロンボキサンA₂（TXA₂）の合成を阻害し、血小板凝集抑制作用を示す医薬品で、添付文書の効能・効果は「狭心症（慢性安定狭心症、不安定狭心症）、心筋梗塞、虚血性脳血管障害（一過性脳虚血発作（TIA）、脳梗塞）における血栓・塞栓形成の抑制」等と示されており、微小循環も含めた虚血性血管障害の発症及び再発予防並びに循環障害に伴う症状改善に有用である。

①の傷病名では、血栓・塞栓形成が重要な発症要因であることから、当該医薬品の有用性は高い。

一方、②の傷病名は、当該医薬品の必要性は低く、かつ適応外である。

以上のことから、①の傷病名に対する当該医薬品の算定は原則として認められ、②の傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。